

日本における 多文化共生社会の実現

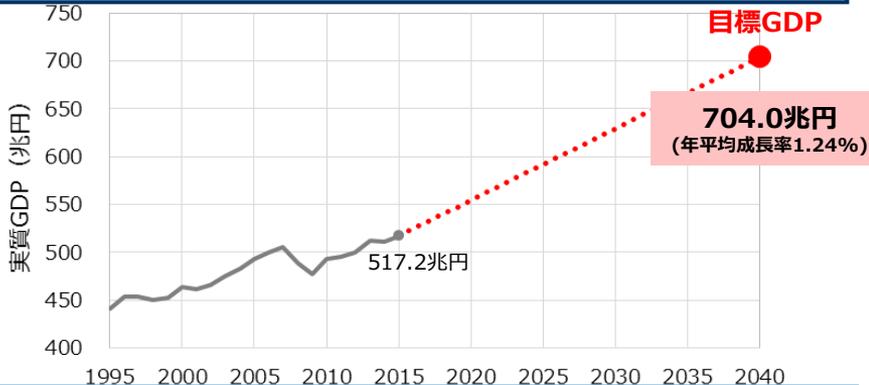
国際協力機構

田中明彦

2024年10月29日

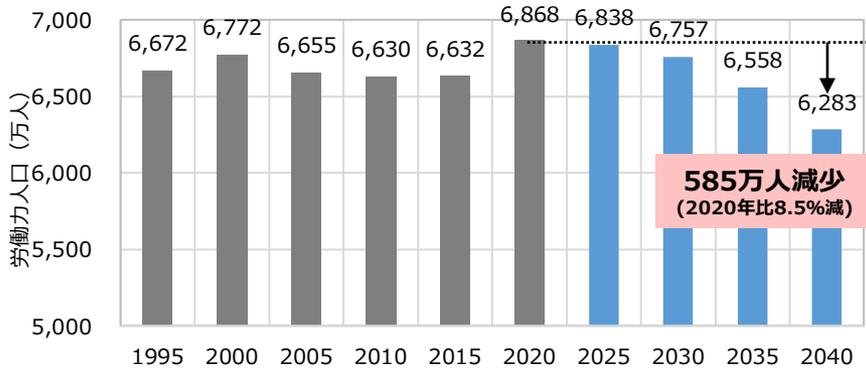
目標GDP

厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（経済成長と労働参加が進むケース「成長実現ケース」）をもとに設定
 （2040年に704兆円、年平均成長率1.24%）



労働供給量（労働力人口）

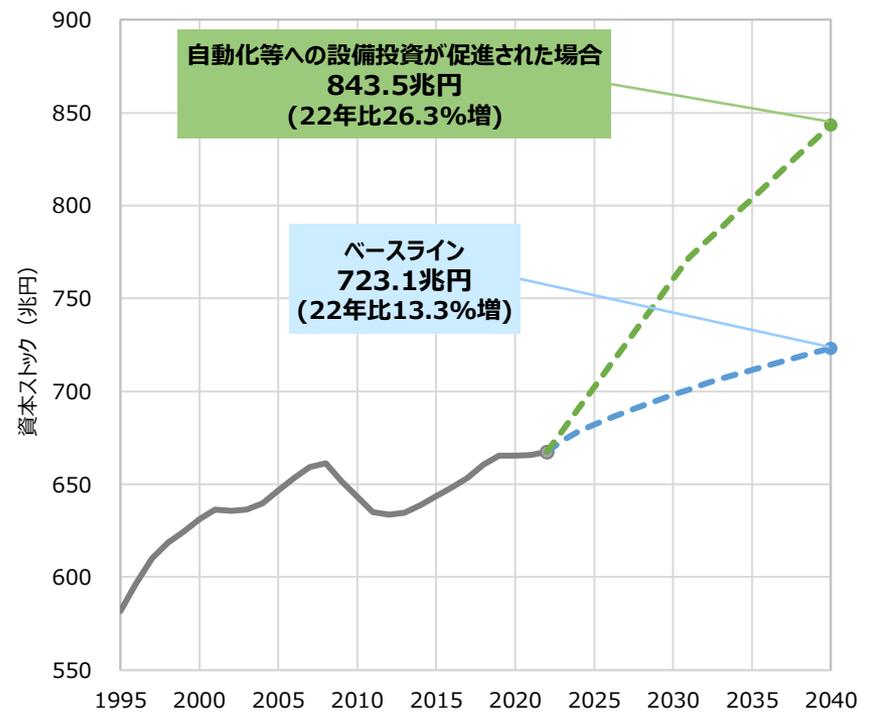
労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」をもとに設定
 （2040年に2020年比8.5%減）



注：ベースライン・労働参加漸進シナリオ（若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ）を参照して設定

資本ストック

- ① ベースライン：
 - ✓ 1995年から2022年までのこれまでの資本ストックのトレンド（年平均増加率約0.4%）が、2040年まで継続すると想定して設定
 - ✓ 2040年に約723兆円に増加（2022年比8.3%増）
- ② 自動化等への設備投資が促進された場合：
 - ✓ 2031年にコロナ禍から回復した後、2015年から2031年までの資本ストックのトレンドが、2040年まで継続すると想定して設定
 - ✓ 2040年に約843兆円に増加（2022年比26.3%増）

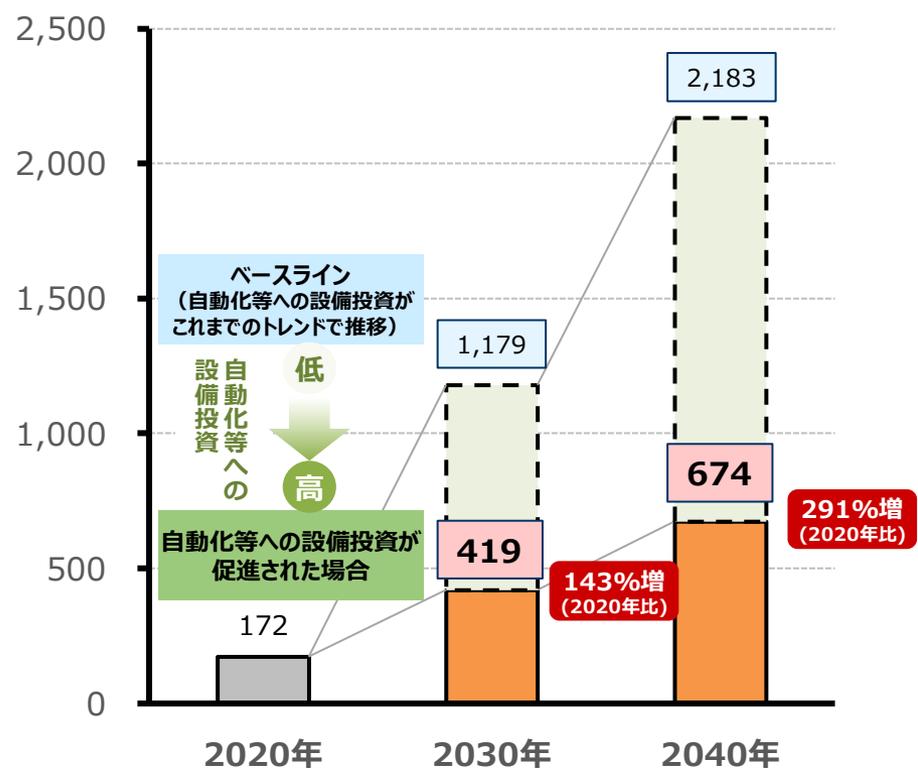


推計結果 ①外国人労働需要量

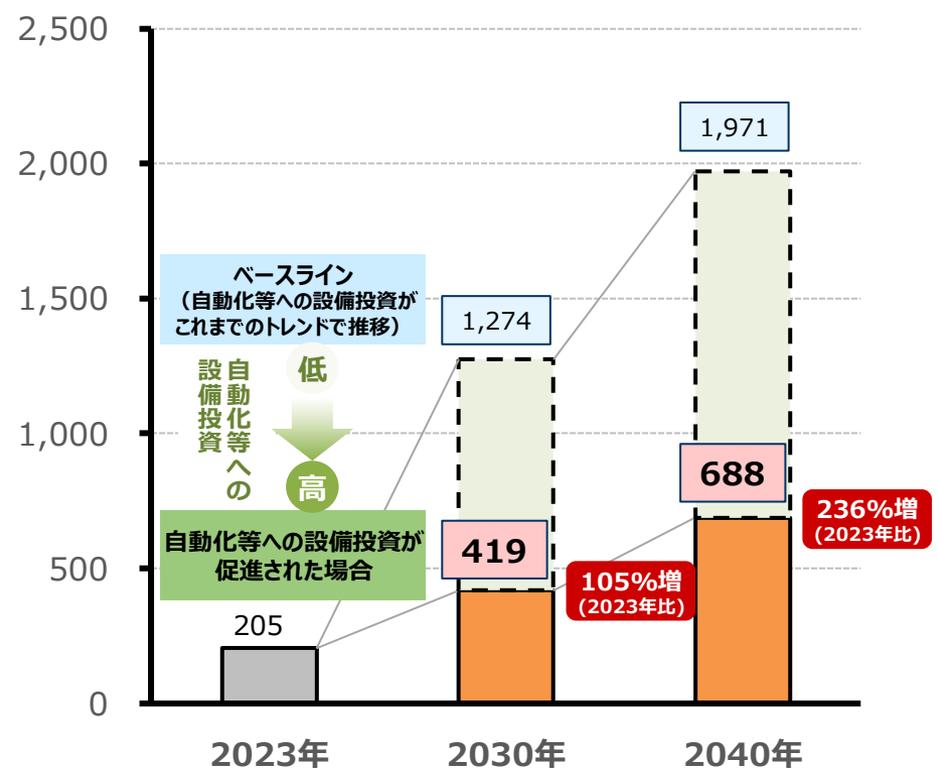
- 目標GDP注（2040年に704兆円、年平均成長率1.24%）達成に必要な外国人労働者数は、ベースラインの場合（自動化等への設備投資がこれまでのトレンドで推移）、2030年に1,274万人、2040年に1,971万人である。
- 自動化等への設備投資が促進されることにより、必要な外国人労働者数は2030年に419万人、2040年に688万人となる。

外国人労働需要量（万人）

更新前



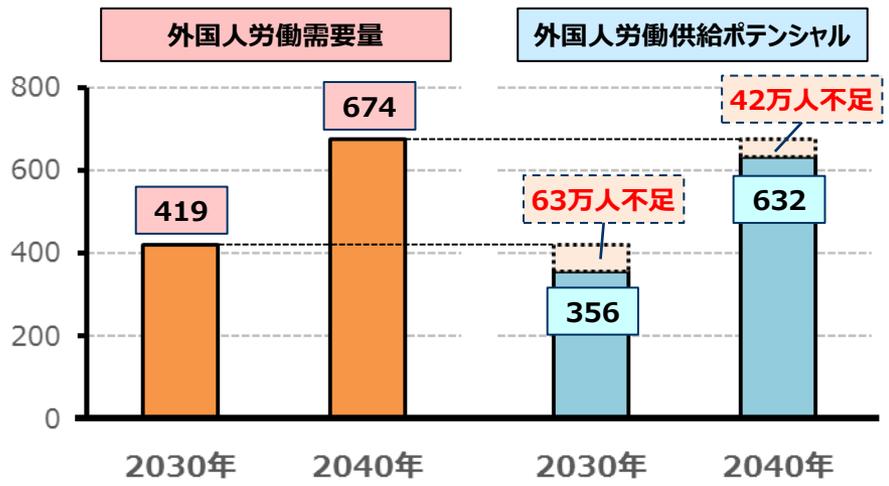
更新後



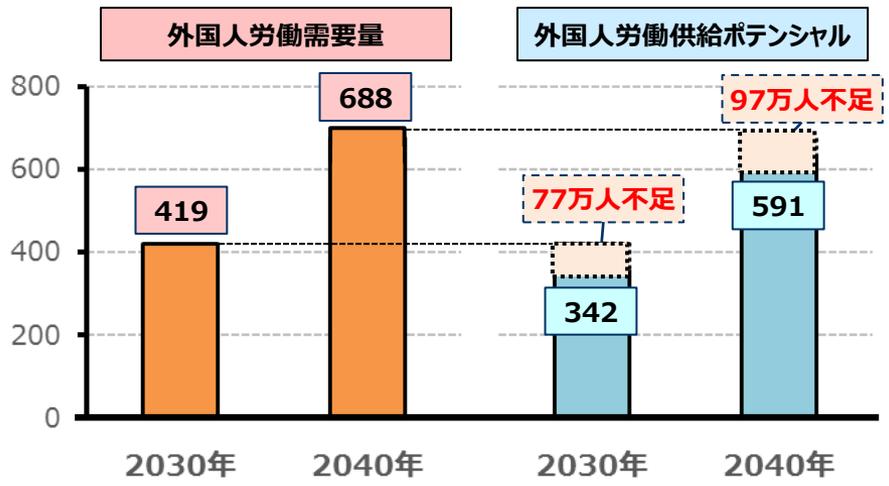
外国人労働者の需給ギャップの推計結果

- 外国人労働者の需給ギャップは、2030年に77万人不足、2040年に97万人不足となり、これは更新前と比較して2030年は14万人、2040年は55万人の拡大である。
- この要因として、外国人労働需要量の増加よりも、外国人労働供給ポテンシャルの減少が大きいことが挙げられる。

更新前（令和3年度の推計結果）

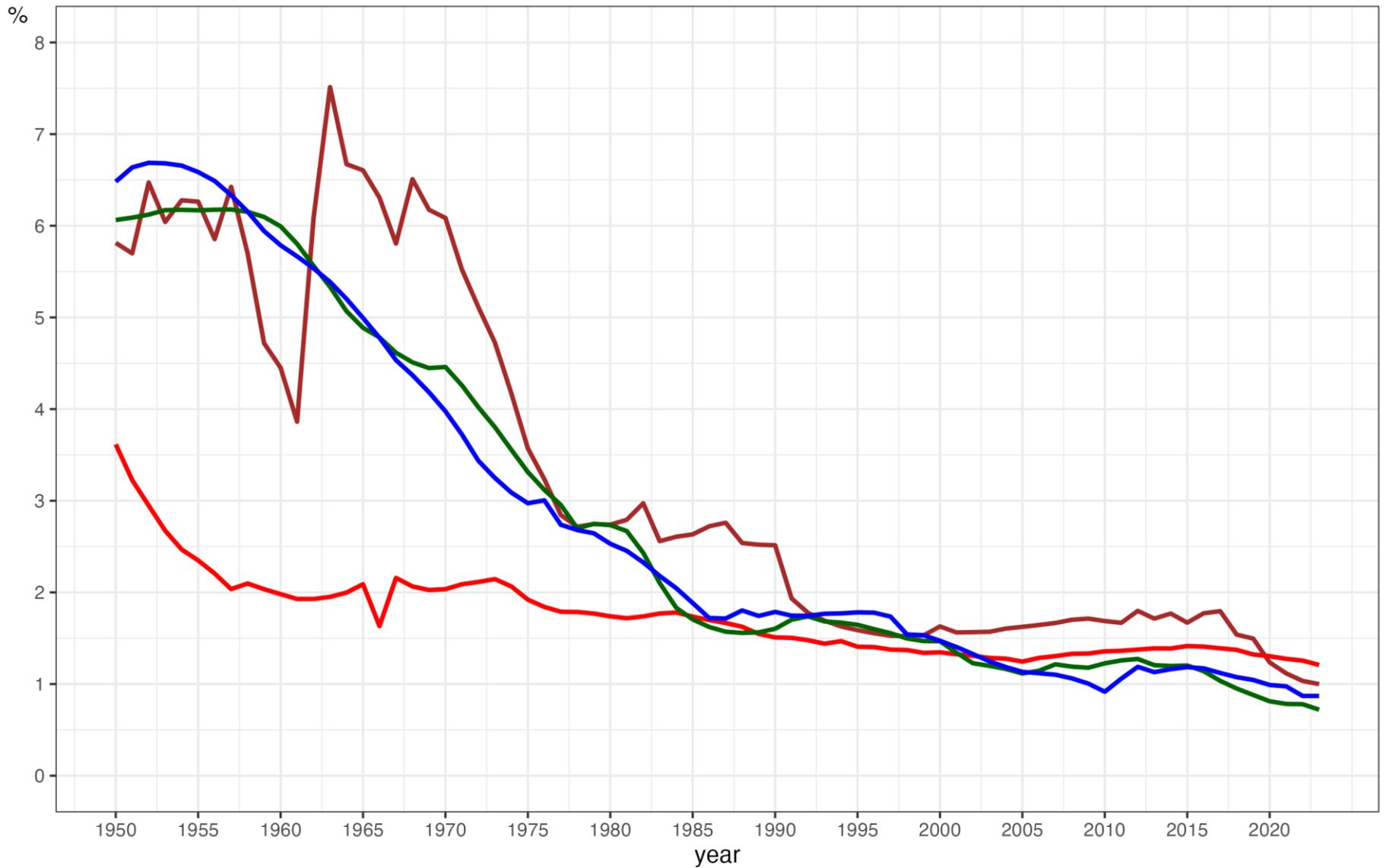


更新後（令和6年度の推計結果）



- ・外国人労働需要量：更新前と比較して、2030年は0万人、2040年は14万人の増加
- ・外国人労働供給ポテンシャル：更新前と比較して、2030年は14万人、2040年は41万人の減少
- ⇒外国人労働者の需給ギャップ：更新前と比較して、2030年は14万人、2040年は55万人の拡大

東アジア諸国の合計特殊出生率

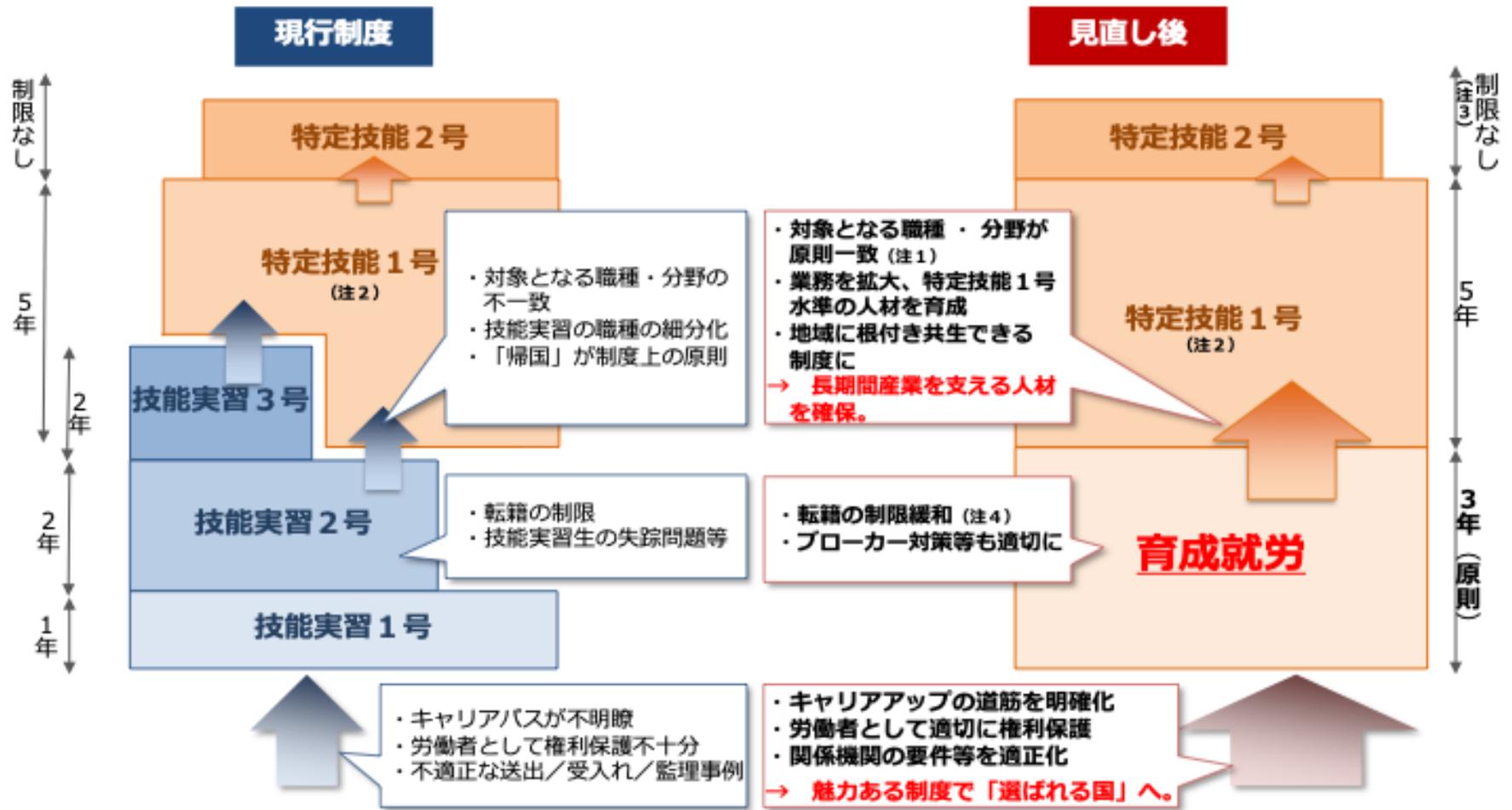


— 日本 — 中国 — 台湾 — 韓国

外国人受入に関する最近の動き

- 2016.11.18. 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」成立（1月28日公布、2017.11.1施行）（5年後必要な見直し）、「外国人技能実習機構」設立（不正行為の監視など）
- 2018.12.8 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」成立（14日公布、2019.4.1施行）。在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の新設。「入国管理局」を廃止し、外局として「出入国在留管理庁」の設置
- 2023.6.9 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」成立（6月16日公布）「補完的保護対象者」認定制度の導入（条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護(紛争避難民など）（2023年12月1日から施行）
- 2024.6.14 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」成立（6月21日に公布、公布後3年以内に施行）（育成就労制度の創設）

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

意見書（概要）

～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～

令和3（2021）年11月

外国人との共生社会の実現のための有識者会議

目指すべき外国人との共生社会（三つのビジョン）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めたSDGsの理念等を踏まえた、目指すべき共生社会の三つのビジョン

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

目指すべき外国人との共生社会 （三つのビジョン）

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人々がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するための四つの重点事項

目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するため、中長期的に取り組むべき課題として、以下の四つの重点事項を取り上げ、それぞれについて取組の方向性を取りまとめた。

※ 支援を行うに当たっては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮した施策を形成すべき。

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

政府に対しては、正確に実態を把握し、共生社会の在り方及び共生社会を実現するために行う施策を示し、それらをKPI（Key Performance Indicators、成果指標）を採り入れた中長期的な行動計画として取りまとめていただくことを強く期待

我が国における在留外国人の状況の変化①

在留外国人の現状

在留外国人数

約289万人（令和2年末現在）【令和元年末過去最高】

我が国の総人口

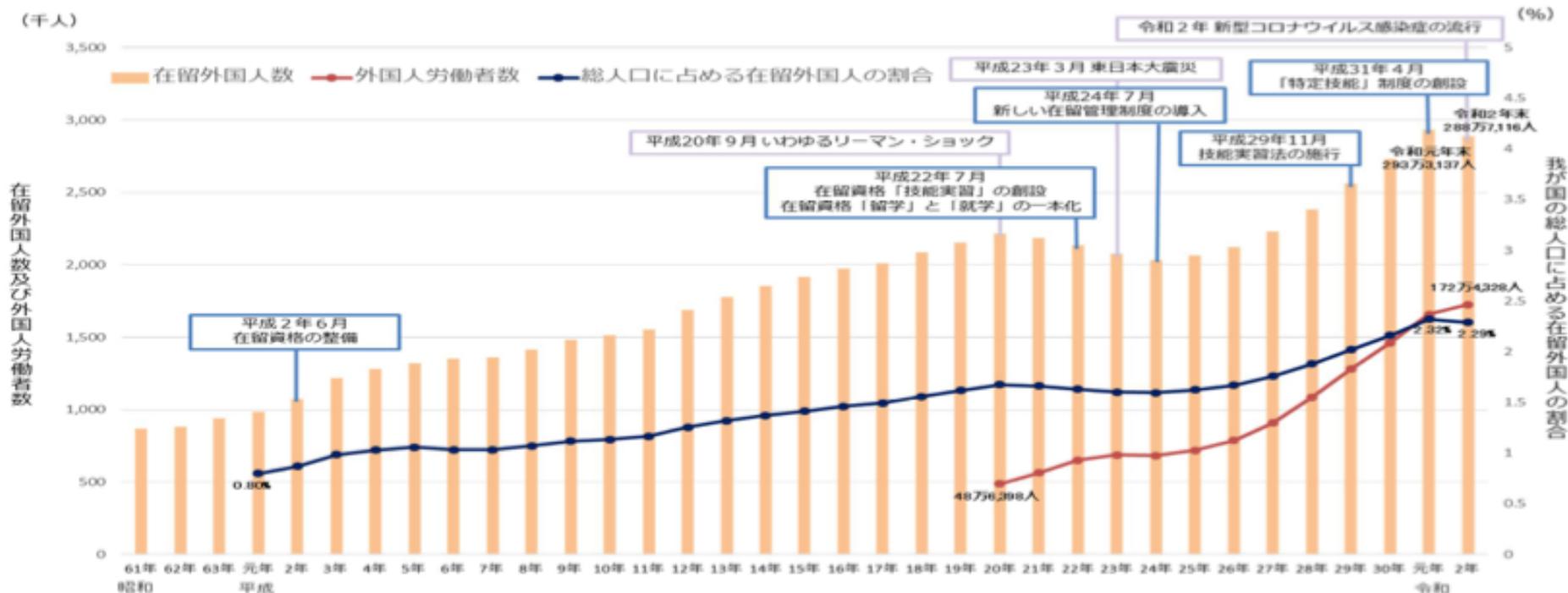
約1億2,623万人（令和2年10月1日現在）

我が国の総人口に占める割合

2.29%（令和2年現在）【令和元年過去最高】

外国人労働者数

約172万人（令和2年10月末現在）【令和2年10月末過去最高】



円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

現状・課題

日本語教育等の機会提供

- 日本語教室が開催されていない市区町村に居住する外国人住民
約58万人（令和2〔2020〕年11月時点）
→日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない
- 生活オリエンテーションについて、実施の有無やその内容が異なる（居住する地方公共団体の施策の有無や内容が異なる）
→我が国の習慣・社会制度に対する理解度に違いが生じ得る状況

ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- 外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルに基準等がない
→外国人が自らのニーズやレベルに応じ、体系的に日本語学習を積み上げていくことが困難

日本語教育の質の向上等

- 日本語教師の資質・能力にばらつきがある
- 日本語教師の待遇が必ずしも十分ではないなど長期的なキャリア形成が困難
→日本語教師の質の向上や量的確保が課題

主な取組の方向性

生活のために必要な日本語や、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得できるよう環境整備を行う

<外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備>

- 生活のために必要なレベルの日本語の習得を目的とする日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの機会提供
- 在留資格手続等あらゆる機会を捉えて学習できることを案内・発信
- 出入国在留管理庁等は連携してカリキュラム、教材の作成、オンライン講座等の実施の検討

<ライフステージに応じ、体系的に日本語を学習することができる環境の整備>

- 外国人が学習ニーズやレベルに応じた日本語教育機関を選択できるよう日本語能力の評価基準（日本語教育の参照枠）を活用し、各機関の教育水準を明示できる仕組みの構築

<日本語教育の質の向上、専門人材の確保に資する取組の推進>

- 「公認日本語教師（仮称）」の資格の創設及び日本語教師の長期的なキャリア形成が可能となるような仕組みの構築

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化（重点事項2）

現状・課題

外国人に対する情報発信

- 関係省庁の施策（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する在留外国人等への支援策を含む。）が発信されているが、外国人が自らの置かれている状況に応じ、情報を適切かつ迅速に選択することが困難
- 各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような形で情報発信されていない

外国人向けの相談体制

- 外国人の増加や国籍の多様化等から通訳の確保が困難
- 外国人受入環境整備交付金の使途が地域の実情に応じて幅広く活用できていない
- 外国人が抱える問題は多様複雑であり、関係機関の緊密な連携が一層必要になっている
- 地方公共団体の職員等が日本語能力が十分ではない外国人とのコミュニケーションに苦勞している

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような相談体制が構築されていない

主な取組の方向性

外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、情報発信や相談体制の強化を通じた環境整備を行う

<外国人の目線に立った情報発信の強化>

- 情報内容の工夫（何を伝えるか）
 - ・ 提供する情報の基準等を定めたガイドラインの作成
- 情報の伝え方（どう伝えるか）
 - ・ 文字情報のほか視覚情報により内容を理解してもらえるよう工夫
- 伝達手段の工夫
 - ・ マイナポータルを活用した、オーダーメイド型・プッシュ型の情報発信

<外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化>

- 一元的相談窓口等への支援の強化
 - ・ 外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直しの検討、一元的相談窓口の設置促進等
- 地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進
 - ・ F R E S Cと同様に複数機関が連携して対応する相談窓口の設置等
 - ・ 民間支援団体等を通じた国の支援情報の提供や外国人が抱える問題の迅速かつ的確な把握が可能となる仕組みの構築

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項3）

現状・課題

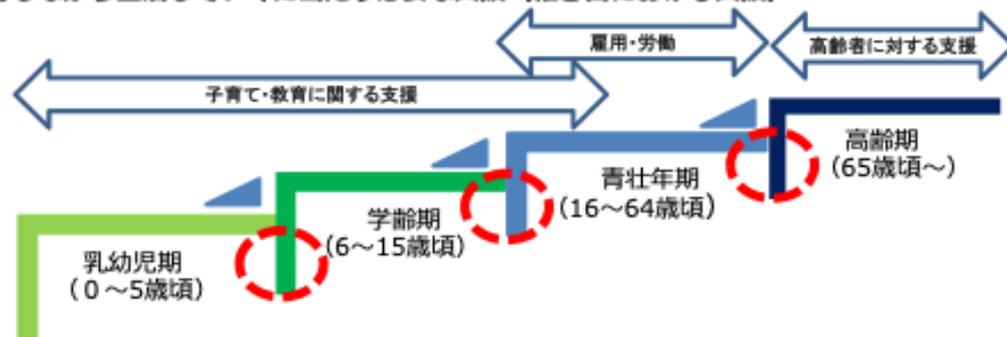
ライフステージに応じた支援

ライフステージごとに日本社会に参加するための支援

ライフサイクルに応じた支援

ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要な支援（継ぎ目における支援）

- 就学、進学、就職等ライフステージを移行する際（継ぎ目）に課題に直面
（課題の例）
 - ・全高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率が1.3%であるのに対し、日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率は9.6%
- 各ライフステージについても更なる支援が必要
→各ライフステージの外国人を取り巻く実態や課題を把握できていない
→「継ぎ目」における支援の実施が重要になってきている



主な取組の方向性

実態を把握し、各ライフステージ及び各ライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行う

<「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援（妊娠、出産、子育て、就学、進学等の支援）>

- 外国人の親子が地域社会で孤立しないための支援を目的とした実態調査及びニーズの把握等、子育てしやすい環境の整備
- 外国人の子供の就学促進に向けた就学状況の把握（一体的管理・把握）、プレスクールの設置支援等
- 学習意欲を高めるためのロールモデルの提供等、外国人の子供に対するトータルなキャリア形成支援（高校入学試験における特別定員枠・受検上の特別な配慮）

<「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援（就労等の支援）>

- 外国人とのコミュニケーションツールとしてやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を実施
- 受入れ企業による一定の費用負担の下、就労の安定やキャリアアップ支援を目的とした研修や職業訓練の機会を従業員に提供

<「高齢期」を中心とした外国人に対する支援（介護等の支援）>

- 外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人を含む全ての人の理解が得られるものとなるよう、支援の在り方について検討

共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項4）

現状・課題

1 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 学校、職場、地域 など社会の様々な場面において外国人に対する差別や偏見が存在

2 社会制度等の知識修得のための仕組みづくり

- 日本の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度についての理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行しない人等が存在

3 外国人の生活状況に係る実態把握

- 政府統計等の中で、「国籍」等が調査項目として採用されている統計は限られており、外国人の生活に係る実態を十分に把握することが困難

4 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等との連携による情報収集が不十分
- 各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が必要
- 外国人の利便性の向上や適正な在留管理の実現のため、出入国在留管理庁においてマイナンバー制度との連携等を通じた在留管理に必要な情報の効率的な取得が必要

5 外国人の社会参加

- 外国人が社会に参加し、能力を最大限発揮できるよう後押しするという観点からの取組が不十分
- 社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが必要

→全ての人が多様性を尊重し、また、個々の能力を最大限に発揮できるように、目指すべき共生社会の実現に向けた基盤整備が不十分

主な取組の方向性

目指すべき共生社会を実現するため、意識醸成、社会制度等の知識修得の仕組みづくり等の基盤整備を行う

<共生社会の実現に向けた意識醸成>

- 外国人との共生に係る啓発月間を設けるなどして、外国人との共生についての関心と理解を深めるための取組を推進
- 幼児教育・学校教育等における共生のための教育の導入について検討

<社会制度等の知識修得のための仕組みづくり>

- 納税や社会保険料の納付等の公的義務に係る情報を、生活オリエンテーションで提供するとともに、その後も継続的に周知

<外国人の生活状況に係る実態調査のための政府統計の充実等>

- 政府統計の充実等による外国人の生活状況に係る実態把握、当該実態に基づく施策の企画・立案及びK P Iに基づく施策の進捗管理の実施

<共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化>

- 民間支援団体や支援をコーディネートする人材に対する情報提供、財政的な支援を含む支援策を検討
- 総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認定制度の検討